

令和7年度の重点的な取組について

令和7年6月6日

土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会

令和7年度の重点的な取組(案)

①「中讃地域 防災・減災・縮災ネットワーク・プロジェクト」の推進を後押し

- ・広域的な中讃地域を対象に、人材育成、地域連携に関して取組み、交流の場・機会を増やし、地域のつながりの輪を広げていくことを目的とする「**リレー防災みらいサロン**」の継続開催や、「**多機関連携型タイムライン**」の検証や改善に、土器川の減災対策協議会として活動を支援
- ・流域治水の推進に向け、「**流域治水の自分事化に向けた取組計画**」を推進

②流域タイムラインの運用フォローアップの推進

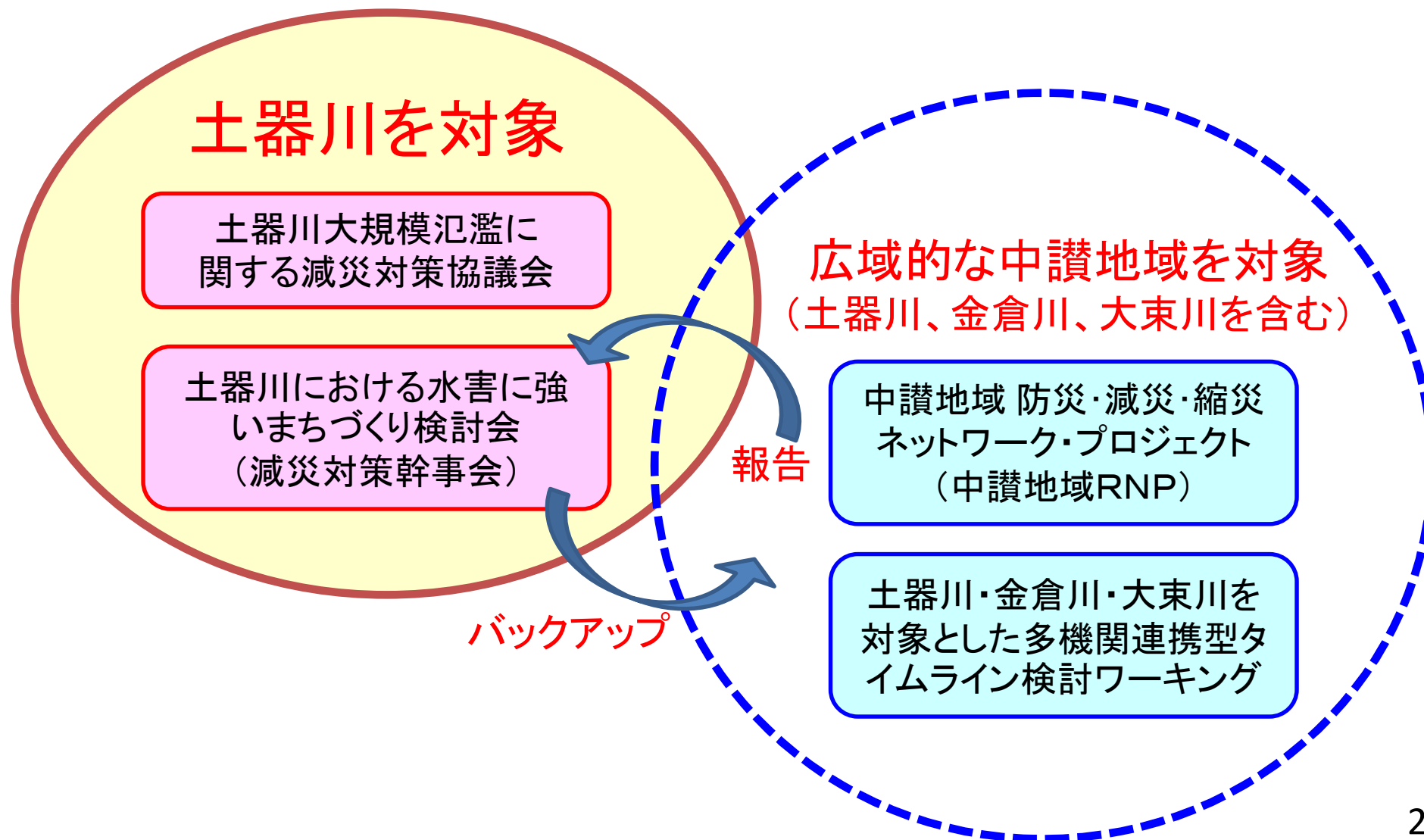
- ・土器川の「**流域タイムライン**」の運用を推進するとともに、確認された課題に関して関係機関と共有し、必要に応じてタイムラインの見直しを推進

③特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践に向けた情報共有の推進

- ・「**流域治水**」の推進に向け、特定都市河川の指定に関する全国の取組状況や施策内容などの情報を共有しつつ、当該制度に向けた関係機関との調整

土器川における減災対策取組の全体枠組みイメージ

- 土器川における減災対策に係る取組を、広域的な中讃地域を対象とした地域連携の取組に広げていくため、中讃地域RNPに関する取り組みの推進について、土器川減災対策協議会として、バックアップしていく。



リレー防災みらいサロンの継続開催

- 「リレー防災みらいサロン」を継続的に開催するためには、関係者の負担とならないよう関係市町における既存の各種イベントと併用開催するなど、参加者の多様性を図りつつ、「**防災だけ**」ではなく「**防災も**」の視点で、教育や福祉、まちづくりなどもテーマに含め、具体的な対応は、地域特性を踏まえ、関係市町と連携し企画を検討。

市町	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降
丸亀市	●出前講座	●合同防災訓練	➢ 地域の課題、住民ニーズ、地域特性などを踏まえ、複数のテーマを抽出 ➢ 他の市町の実施状況を参考に、複数回(複数年)の継続したサロン企画を検討
坂出市	●ゲーミング・ワークショップ	●防災キャンプ	
善通寺市	●自治防災会講演会	●合同防災訓練	
宇多津町		●防災講演会	
琴平町		●ワークショップ	
多度津町	●ワークショップ	●ワークショップ	
まんのう町	●総合防災訓練	●講演会、防災訓練 等	

継続的な開催における課題

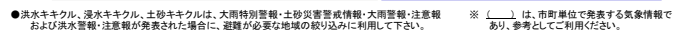
- 開催主体の市町の負担増
- 各回のサロンテーマが限定
- サロン参加者の固定化
- 被災経験が少ない地域のため、普段の生活において“防災意識”が希薄化



今後の対応(案)

- 市町主催の既存の各種イベントと併用開催
- 「**防災“も”**」の視点で、教育、福祉、まちづくりなどもテーマとして開催
- 保護者同伴の子どもを対象とした企画
- **防災を学ぶ大学生の参加協力**による意見の多様化

■ 広域的な中讃地域と多様な関係機関からなる「多機関連携型タイムライン(洪水)」の運用を推進し、実際の洪水時における実運用データを蓄積するとともに、タイムライン検討ワーキングにより関係機関と課題や問題点を共有し、多機関連携型タイムラインのブラッシュアップを図る。



○:防災行動 (白棒)※:トリガー情報

流域タイムラインの推進（法定計画に基づく重点推進施策）

「流域タイムラインの作成・活用」と 「WEB会議ツールによる危機感の共有」の推進

防災・減災プロジェクト第2弾（重点推進施策）

＜河川・気象の行動のきっかけとなる情報をまとめた流域タイムラインを作成・活用！＞

- ・ 河川・気象情報の提供やこれを受けた市区町村による避難情報の発令など基本的な行動を時系列で整理するタイムラインを、流域などの単位で作成。
- ・ 河川の増水・氾濫時の更なる円滑な防災対応や訓練等に活用することで振り返りによる改善を実施。（不断の改善により防災対応をブラッシュアップ）

＜台風接近時等のWEB会議ツールによる危機感の共有を実施！＞

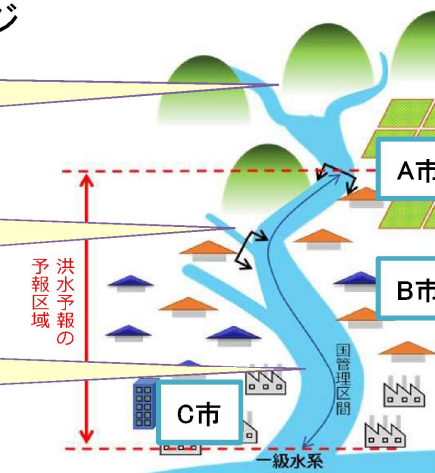
- ・ 市区町村による避難情報発令などの防災対応を支援するため、河川事務所、気象台のほか、都道府県の河川・砂防部局とも連携し、WEB会議ツールを活用することで防災情報や危機感の共有、流域自治体の対応状況等を関係者で一斉に共有

■ 流域タイムラインのイメージ

流域平均の雨量の実況や予測から数日前から警戒感を高める（気象台）

支川等の氾濫のおそれ、土砂災害の危険性について共有（気象台・都道府県河川・砂防部局）

河川水位の実況や予測から氾濫のおそれを共有（河川事務所・気象台）

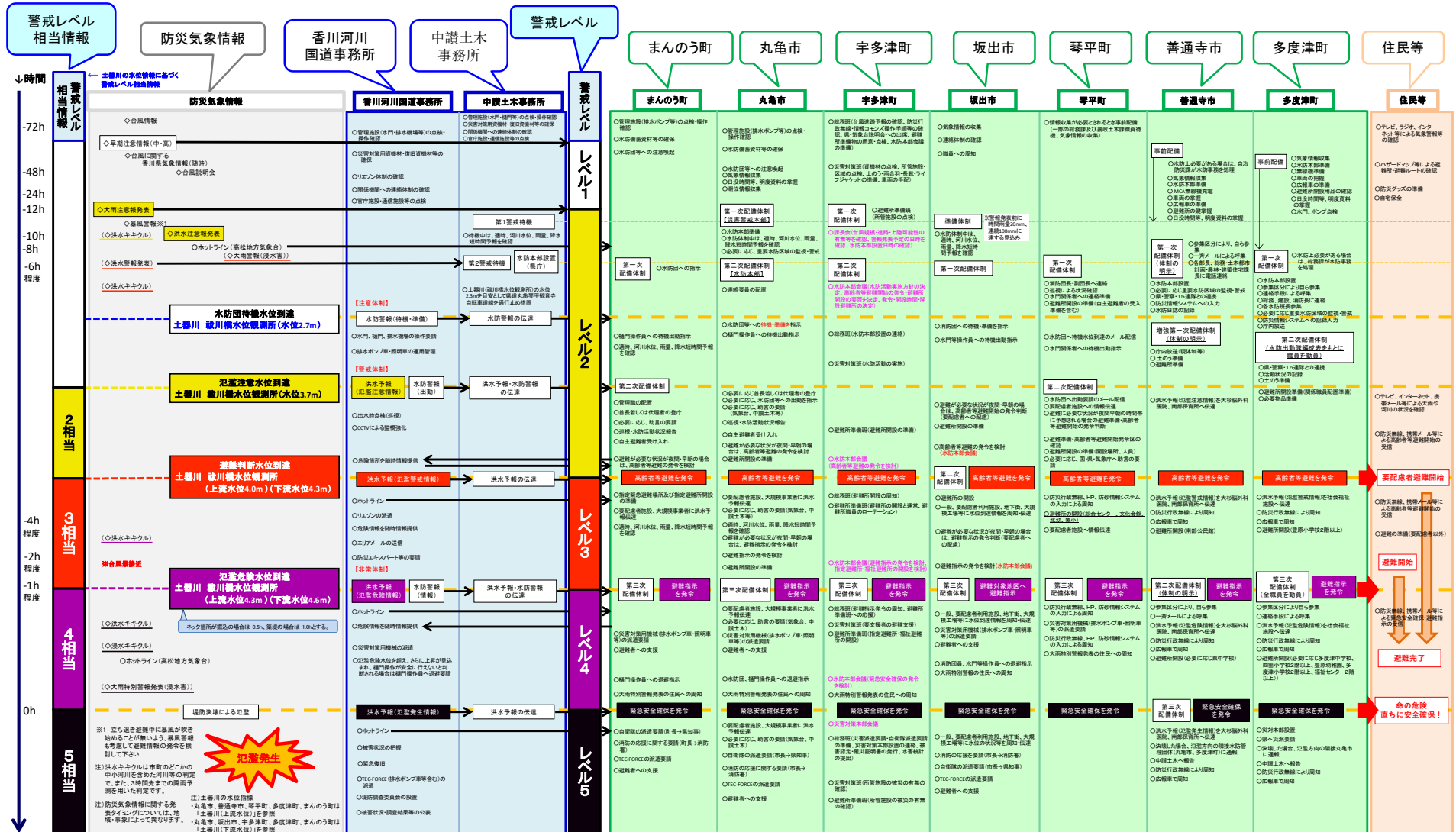


■ 水害対応タイムラインと法定計画との関係

領域	法定計画等 (策定主体)	タイムライン
流域	国土交通省防災業務計画等 (地方整備局等、事務所等)	流域タイムライン
市区町村	地域防災計画 (市区町村)	市区町村タイムライン
地区	地区防災計画 (自治会、自主防災組織)	コミュニティ タイムライン
個人、 事業者等	避難確保計画(要配慮者利用施設) 個別避難計画(要配慮者)	マイ・タイムライン

土器川の流域タイムライン(洪水)

■ 土器川流域タイムライン(洪水)は、毎年、出水期前を基本として関係機関と確認するとともに、各関係機関が洪水等の対応演習・訓練等の際に活用し、その際に確認された課題を関係機関と認識共有し、随時見直しを図る。



● 洪水キキクル、浸水キキクル、土砂キキクルは、大雨特別警報・土砂災害警戒情報・大雨警報・注意報および洪水警報・注意報が発表された場合に、避難が必要な地域の絞り込みに利用して下さい。

※ () は、市町単位で発表する気象情報であり、参考としてご利用ください。

○: 防災行動

特定都市河川浸水被害対策法について

- 流域治水関連法の中核をなす「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく、特定都市河川の指定及び流域水害対策計画の策定に向けて、あらゆる関係者の連携・協働が必要。
- このため、制度に関する情報共有と連携・協働の方法など、関係機関との調整を図っていく。

「特定都市河川浸水被害対策法」

⇒流域治水関連法※の中核をなす制度

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

➤「流域治水」の推進においては、河川管理者が「流域治水」の実効性を高め強力に推進するための法的枠組みである「**特定都市河川の指定**」を行い、流域一体となった浸水被害対策を定めた法定計画である「**流域水害対策計画**」に基づき、河川及び下水道の整備に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による流域における貯留浸透対策や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等を推進していくことが重要です。

特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

- ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発
例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進



特定都市河川の指定状況

- 特定都市河川は、全国で33水系397河川が指定。(令和7年4月1日時点)
(＜参考＞令和6年3月12日時点:全国で23水系271河川が指定)

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**33水系397河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:25水系333河川)

○**流域水害対策計画**は、**19水系280河川**で策定されている(法改正前:7水系55河川、法改正後:12水系225河川)

【凡例】

◇：法改正前 指定済み特定都市河川(代表河川)

◆：法改正後 指定済み特定都市河川(代表河川)

下線：特定都市河川の指定を検討している河川
(水系名で記載している水系は指定河川について検討中)



白地図(国土地理院)を加工して作成

＜今後の展開について＞

- 「流域治水」の実効性を高めるため、特定都市河川の指定に向けた取り組みとして、全国の指定状況や施策内容など共有しつつ、当該制度の内容、枠組みや手続きなどの具体的な内容に関して、関係機関と連携・調整を図る。

